

◆ 資産税課からのお知らせ [抜き取ってお読みください]

新型コロナウイルス感染症の影響で **事業収入が減少した中小事業者・個人事業者の皆様へ**

令和3年度 事業用家屋, 償却資産に係る 固定資産税等を軽減します

○ 軽減の対象となる納税義務者及び軽減割合

令和2年2月～10月
の間における任意の
連続する3ヶ月の事業収入
**30%以上
減収**している
(前年同期間比)

**中小事業者
個人事業者
対象 ※1**

**令和3年度分
に限り**
(減収割合) (軽減割合)
30%以上 1/2
50%未満減収
50%以上減収 **全額**

○ 軽減の対象となる資産

事業用家屋
・事務所や店舗、工場など（土地、居住用の家屋は対象外） ・不動産賃貸業を営む方が所有する賃貸マンションなど
償却資産
・事業用に使用している資産のうち、法人税や所得税の計算をする際に減価償却の対象となる資産（産業用機械・パソコン など）

※1：以下のいずれかの条件に該当する法人又は個人をいいます。
なお、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営んでいる方を除きます。

- (1) 資本金又は出資金の額が1億円以下の法人 ※2
- (2) 資本又は出資を有しない場合は従業員数が1,000人以下の法人
- (3) 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人

※2：次の法人は、資本金が1億円以下でも対象とはなりません。
① 同一の大規模法人から1/2以上の出資を受ける法人
② 2以上の大規模法人から2/3以上の出資を受ける法人

申告期限 / 令和3年2月1日(月) [消印有効]

※受付窓口開始は令和3年1月4日(月)からです。

○ 申告の流れ

- ① 次のページの特例申告書に必要事項を記入し、認定経営革新等支援機関等に提出してください。
事業用家屋について申告する場合は別紙も記入してください。
京都市資産税課のホームページから申告書をダウンロードすることもできます。

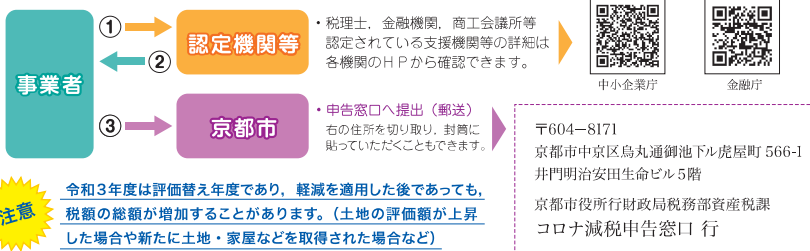


資産税課
(随時更新中)

- ② 要件を満たしていることの確認を受けます。
(特例申告書の【認定経営革新等支援機関等確認欄】に記名・押印をもらってください。)

- ③ 確認を受けた申告書に、認定経営革新等支援機関等に提出された添付資料のコピーを添えて、下記の申告窓口まで郵送で提出してください。

※申告期限までに申告されなかった場合、軽減措置を受けることができませんので、必ず期限までに申告してください。



納税室からのご案内

納税の 猶予制度の ご案内

新型コロナウイルス感染症の影響等、特別な事情で市税の納付が困難な場合は、納税を猶予する制度があります。個々の事情に応じた納税相談を行っていますので、納税の猶予制度をご希望の場合は、お早めにお電話によりご相談ください。なお、個人市民税（普通徴収）、固定資産税（土地・家屋）、軽自動車税（種別割）については1月1日現在にお住まいの地域の納税室納税担当に、その他の税目については納税室諸税徴収担当にご相談ください。

制度の詳細及びお問合せ先については、京都市ホームページ「京都市情報館」に掲載していますので、ご参照ください。



(詳細はこちら)

または

京都市 市税 猶予

で 検索

納税も 新しい 生活様式で！

口座振替 口座振替なら、市税を納めるために出かける必要もありません。手続きも、**郵送でOK!** 一度の手続きで納め忘れの心配もありません。詳しくは京都市ホームページ「京都市情報館」で「市税 口座振替」を検索いただくか、納税室納税推進担当までお尋ねください。



(詳細はこちら)

または

京都市 市税 口座振替

で 検索

【誓約事項】

以下の(1)から(4)について、事実と相違ないことを誓約します。

- (1) 「1 事業収入割合について」に記載した事業収入割合の減少は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響によるものであること。
- (2) 申告者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を営んでいないこと。
- (3) (申告者が資本若しくは出資を有する法人である場合、) 申告者は、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であり、かつ、次に掲げる事由のいずれにも該当しないこと。
 - ① その発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。②において同じ。）の総数又は総額の2分の1以上が同一の大規模法人[※]の所有に属している法人
 - ② その発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上が大規模法人の所有に属している法人※「大規模法人」とは租税特別措置法施行令第27条の4第12項に規定する大規模法人のことをいう。
- (4) (申告者が資本若しくは出資を有しない法人又は租税特別措置法第10条第7項第6号に規定する中小事業者である場合) 申告者は、常時使用する従業員の数が1,000人以下であること。

(注意)

- 1 本申告において、申告すべき事項について虚偽の申告をした者は、地方税法附則第63条第4項又は第5項の規定に基づき1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処される場合があります。
- 2 本特例の申告の際は、事前に認定経営革新等支援機関等の確認を受けてください。確認を受けていない（認定経営革新等支援機関等の押印のない）ものについては軽減措置を適用できませんので、御注意ください。
- 3 本特例の申告は、**令和3年2月1日（消印有効）**までに申告窓口へ郵送で提出してください。申告期限までに特別な理由なく申告されなかった場合、軽減措置を適用できません。
- 4 本特例の適用に当たり、申告された内容、現状の使用状況を確認し、課税内容を見直す場合があります。

必要書類 提出前に必要書類をチェックしてください。

	書類名	ご注意
☐	特例申告書	「認定経営革新等支援機関等確認欄」は、当該機関等の確認を受け、確認印を受けてください。
☐	特例対象資産一覧	事業用家屋について申告する場合は、「特例対象資産一覧」の提出が必要です。 ※償却資産については、令和3年度償却資産申告書の提出が必要です。（償却資産申告書をもって特例対象資産一覧を提出したこととなります。）
☐	収入が減少したことを証する書類（コピー）	会計帳簿や青色申告決算書など、収入が減少したことがわかる書類のコピーを添付してください。
☐	特例対象家屋の事業専用割合を示す書類（コピー）	青色申告決算書の「減価償却費の計算」や令和2年中に取得された家屋は取戻り金など、事業用部分の割合が分かる書類のコピーを添付してください。
☐	特例対象家屋が記載された書類	「課税明細書」（毎年4月に郵送しています）、「登記簿」、「権利書」等のいずれかのコピー。
☐	家賃収入を猶予したことによる収入の減少がある方	新型コロナウイルス感染症の影響により賃料支払いを猶予したことを証する書面の提出が必要になります。詳しくは京都市のホームページをご覧ください。



令和2年11月15日号
発行：行財政局税務部資産税課
TEL：075-213-5210
京都市印刷物 026047 号